

栃木県減肥促進事業実施要領

制定 令和4（2022）年12月7日 経技第812号

第1 目的

エネルギー価格の上昇や国際情勢の不安定化等により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、国内において肥料価格が上昇している。そのため、土壌診断を行う事業者に対し、高度な土壌診断技術に要する機器の導入等を支援し、肥料価格高騰の影響を受けている農業者等の土壌診断に基づく適正施肥の取組の促進を図る。

第2 事業内容

1 土壌診断機器の導入

事業実施主体が、可給態窒素含有量の測定等、従来の土壌分析・検査方法より更に適正施肥が可能となる診断項目の測定に要する機器の導入経費を支援する。

2 土壌診断の実施

事業実施主体が農業者等から依頼があった土壌診断を行う経費を支援する。

なお、事業実施主体が実施する土壌診断経費にあつては、当該支援額を除いた額を依頼があった県内農業者等へ請求すること。

第3 採択要件、補助対象経費及び補助率

- 1 この事業において、採択要件、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。
- 2 県は、予算の範囲内において、別に定める当該事業費補助金交付要領に基づき補助する。

・ ㍷

第4 事業の実施の手続き等

1 事業実施計画の申請等

- (1) 事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成の上、栃木県知事（以下「知事」という。）に申請し、その承認を受けるものとする。
- (2) 知事は、(1)により提出された当該事業実施計画が、事業の採択要件を満たし、かつ、事業実施計画に基づく事業の実施が確実に認められる場合に承認する。また、事業実施主体に対して必要な指導及び調整を行う。

2 事業実施計画の変更

事業実施計画の重要な変更については、第4の1に準じて行うものとする。なお、「重要な変更」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 総事業費の30パーセントを超える増減

第5 事業実施に係る報告

事業実施主体は、事業実施年度から事業実施の翌々年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況を別記様式第3号により作成の上、5月末日までに栃木県知事に報告するものとする。

第6 事業の着手

- 1 事業の実施については、原則として交付決定後に着手するものとする。ただし、事業の円滑な実施を図るため、交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、事業実施主体は、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第5号により栃木県知事に提出するものとする。
- 2 1のただし書により交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は交付

決定までに発生したあらゆる損失について自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第7 事業の推進体制

事業実施主体は、肥料価格高騰の影響を受けている農業者に対し、第2の(1)により得た土壌診断に基づく施肥設計を提供するとともに、当該農業者が適性施肥に取り組むための効果的な実施について指導・推進するものとする。

第8 その他

この事業の実施に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和4(2022)年12月7日から施行する。

別表 採択要件及び助成対象経費及び補助率

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率	助成対象経費
栃木県減肥促進事業	1 土壌診断機器の導入	県内に本社がある事業者	1 事業実施主体にあつては、農畜産業に係る土壌診断(土壌溶液分析含む)を事業として実施しており、診断結果に基づく施肥設計を提供していること。 2 導入する機器にあつては、分析項目は可給態窒素を必須とし、その他、減肥効果の高い分析項目を分析するものであること。 3 導入する機器にあつては、土壌診断による適正施肥の推進の強化に資するものであること。(既存機器等の更新は不可とする。)	1 / 2 以内	第1の目的達成のために必要な分析機器の導入に要する経費
	2 土壌診断の実施	県内に本社がある事業者	1 可給態窒素含有量等の診断項目を含む土壌診断を実施していること。	定額 2,500 円 ただし、土壌診断1件あたりの費用が2,500 円未満の場合は、当該診断費用の金額を上限とする。	県内の農業者、農業法人、農業団体等から依頼があつた土壌診断費用 (助成対象経費に係る農業者負担額の算出) 土壌診断費用・・・A 助成額・・・・・・B 農業者負担額=A-B